

令和5年度諮問（情）第1号  
答申（情）第118号

「A型事業所の障がい者従業員の有休に関する取り決め内容が記載された文書の公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定に対する審査請求は、却下されるべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年10月14日付けで、「A型事業所の障がい者従業員の有休に関する取り決め内容が記載された文書（令和元年頃）」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

#### (1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に対して、実施機関が保有する就労継続支援A型事業所の就業規則（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

#### (2) 公文書開示決定

本件公文書には、条例第7条第3号（法人等に関する情報）の非開示情報が含まれることから、当該部分を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を令和4（2022）年10月27日付で行った。

なお、本件公文書に押印されている管轄労働基準監督署の受付印は、条例第7条の非開示情報には該当しないとして開示した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4（2022）年11月10日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年5月23日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件公文書に押印された労働基準監督署の受付印を黒塗りにするよう求める。

### 2 本件審査請求の理由

就業規則の内容は、企業の内部情報である。

受付印を黒塗りにしないことにより、受付印から分かる管轄労働基準監督署の名称と公開されている就労継続支援A型事業所の一覧表を照らし合わせると就業規則の対象事業所が特定される場合があり、その場合、施設外秘の情報が漏れてしまう。

#### **第4 実施機関の主張要旨**

栃木県内においては、いずれの労働局においても、管内に就労継続支援A型事業所が1箇所のみということではなく、仮に管内のA型事業所の一覧等と照らし合わせたとしても、対象公文書を作成した法人を特定することはできないため、受付印を非開示にしなかったものであり、当該処分は妥当と考える。

#### **第5 審査会の判断**

##### **1 本件審査請求について**

行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は（中略）審査請求をすることができる。」と規定しており、最判昭和53年3月14日によれば、行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」をいうとされている。

本件審査請求における審査請求人の主張は、上記第3の2のとおりであり、審査請求人自身の権利若しくは法律上保護された利益が侵害された又は侵害されるおそれがあるというものではない。

したがって、本件審査請求は、不適法であるから却下されるべきである。

##### **2 結論**

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

##### **3 附言**

本件審査請求は明らかに不適法であり、審査庁において却下の判断が可能であったと考えられることから、審査会への諮問が必要であったのかは疑問である。審査庁においては、今後、適切な対応に努められたい。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年5月23日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年9月19日 (第50回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
島 藺 佐 紀	弁護士	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	第2部会部会長

(五十音順)